

最新損害保險法

青木英夫  
今井久次郎 著

〈著者略歴〉

青木英夫

昭和8年 高知県に生まれる。  
昭和35年 一橋大学大学院法学研究科修了  
現在 独協大学法学部教授  
著書 『商法総則』『会社法』『現代法の諸問題』  
『損害保険法』

今井久次郎

明治36年 滋賀県に生まれる。  
大正14年 神戸高等商業学校（現神戸大学）を経て  
昭和3年 東京商科大学（現一橋大学）卒業  
住友海上火災保険会社入社  
昭和17年 同社天津支店長  
昭和21年 日本損害保険協会総務部長  
昭和31年 同協会理事同41年退職  
現在 独協大学経済学部講師 愛知学院大学商  
学部講師 （株）保険研究所  
著書 『損害保険の理論と実際』（昭和年51年刊）  
『損害保険の回顧と展望』『欧米保険の旅』  
『韓国保険の旅』

最新損害保険法

© 1980

昭和55年 6月25日

初版発行

¥ 1,600

著者

青木英夫

今井久次郎

発行者

手島正治

発行所 株式会社 高文堂出版社

東京都千代田区神田小川町2-4

芙蓉ビル 郵便番号101

電話 東京 (293) 9 4 9 2

振替口座番号 東京 5-97250

落丁・乱丁その他不良品がありましたら、本社でお取りかえ致します。

印刷・文芸印刷  
製本・塙製本

# 最新損害保險法

青木 英夫 著  
今井久次郎

高文堂出版社



# 目次

はしがき

第一章 序 説……………七

はじめに

第一節 保険法の意義……………七

第二節 保険法の特種性……………九

第三節 保険法の法源……………二

第二章 損害保険総論……………五

第一節 損害保険契約の意義および性質……………五

第二節 保険事故……………九

第三節 被保険利益……………二

第四節 保険価額、保険金額および保険料……………四

第一款 保険価額および保険金額……………四

第二款 保険料……………三

第五節 保険期間……………五

## は し が き

保険法に関する書物は、概して全般的な説明にとどまり、読者がそれを利用する際の需要を考慮していないものが多い。その結果、保険業に従事する者にとっても、また、保険を利用せんとする一般市民にとっても、利用価値の少ない中途半端な内容となっているのが大部分である。

従来 of 書物の右のような欠点を考え、本書は、保険を利用せんとする一般市民に読者を限定してその需要に応ずる内容とした。このことは、本書をテキストとして使用する際の受講生の大多数が将来において保険を利用する角度から保険に親しむであろうことから妥当でないかと思われる。そのため、可及的に約款にふれることに努めた。

執筆は、第一章および第二章を青木が、第三章を今井が担当した。時間的理由で各分担部分の調整が十分できなかったが、この点は今後に期したい。最後に、本書の出版について種々便宜をはかってくださった高文堂出版社の手島社長に深謝の意を表する次第である。

昭和55年4月20日

風騒ぐ鴻巣の草庵にて

青 木 英 夫

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 第六節 損害保險契約の關係者      | 三七  |
| 第七節 他人のためにする損害保險契約  | 四〇  |
| 第八節 告知義務            | 四〇  |
| 第九節 保險証券            | 四三  |
| 第一〇節 損害保險契約の效果      | 六六  |
| 第一款 緒 説             | 七〇  |
| 第二款 保險者の義務          | 七六  |
| 第三款 保險契約者または被保險者の義務 | 七七  |
| 第四款 保險者の地位          | 八〇  |
| 第五款 保險の目的と担保權者      | 八二  |
| 第一一節 損害保險債權の移轉      | 八五  |
| 第一二節 損害保險契約の終了      | 八六  |
| 参考文献                |     |
| 第三章 損害保險各論          | 一〇〇 |
| 第一節 火災保險契約          | 一〇一 |
| 第二節 地震保險契約          | 一〇六 |
| 第三節 海上保險契約          | 一二三 |

|      |                                                                                   |    |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第四節  | 運送保險契約                                                                            | 三六 |
| 第五節  | 傷害保險契約                                                                            | 三六 |
| 第六節  | 自動車保險契約                                                                           | 三七 |
| 第七節  | 自動車損害賠償責任保險契約                                                                     | 三八 |
| 第八節  | 賠償責任保險契約                                                                          | 三九 |
| 第九節  | 航空保險契約                                                                            | 四〇 |
| 第一〇節 | 原子力保險契約                                                                           | 四一 |
| 第一一節 | 保証保險契約、保証契約                                                                       | 四二 |
| 第一二節 | 信用保險契約                                                                            | 四三 |
| 第一三節 | その他の保險契約                                                                          | 四四 |
|      | 一、組立保險 二、機械保險 三、建設工事保險 四、盜<br>難保險 五、所得補償保險                                        |    |
| 第一四節 | 各種の総合保險契約と長期保險契約                                                                  | 四六 |
|      | 一、住宅総合保險 二、店舗総合保險 三、動産総合保險<br>四、長期火災保險 五、長期総合保險 六、ファミリー交<br>通傷害保險 七、積立ファミリー交通傷害保險 |    |
| 第一五節 | 再保險契約                                                                             | 四七 |
| 第一六節 | 損害原因の証明                                                                           | 四八 |
| 参考文献 |                                                                                   | 四九 |



## 第一章 序 説

## はじめに

本書は損害保険法を対象とするものではあるが、第一章では損害保険法のみに限定せず保険法全般についての総論的な説明をすることとする。損害保険法をよりよく理解するためには、保険法全般についての総論的な知識が必要であると考えられるからである。

## 第一節 保険法の意義

## (1) 意義

火災・傷害・死亡などの偶然的事故は、特別の経済的需要を生み出すので、この需要に応ずる制度が必要となる。このためには、同様な危険に曝された多数人が、事故発生の際に率に従って計算された一定金額を醸出し、この醸出金を資金として右の経済的需要を充足させればよい。これが保険という制度であり、保険制度の固有の需要に応ずる法が保険法である。

## (2) 保険の種類

- (イ) 経営主体による区別      保険には、国その他の公共団体が社会政策または産業政策の推進のために経営する公保険（前者を社会保険といい、失業保険・船員保険・国民健康保険などがその例であり、後者を産業保険といい、森林火災保険・農業保険・中小企業信用保険などがその例である。）と私人が経営する私保険とがある。私保険には、私人が保険を営業として営む営利保険と保険加入者が団体を構成して保険を行なう相互保険とがある。営利保険は主務大臣の免許を受けた資本金三千万円以上の株式会社のみが営みうる（保業一条・三条）。相互保険の経営主体は相互会社である。相互会社は保険加入者を社員として保険業法に従い設立・運営される中間法人である（保業三四条～七九条）。基金三千万円以上を有する相互会社が主務大臣の免許を受けて保険事業を営む（保業一条・三条）。営利保険の保険関係が契約関係であるのに対して、相互保険のそれは社員関係であるので、両者は形式的には異なっているが、保険を目的とする法律関係である以上、実質的には両者にはほとんど差がない。営利保険に関する商法の規定が相互保険に準用されるのはこのためである（商六六四条・六八三条一項・八一五條二項）。なお、本書の対象たる保険法は第一次的には私保険に関するものである。
- (ロ) 保険事故による区別      保険事故が加入者の財貨について生ずる事故か、または人体について生ずる事故かによって、物保険と人保険とに区別される。
- (ハ) 保険金額の定め方による区別      保険金額が定額か否かによって、定額保険と損害（不定額）保

險とに區別される。商法や保險業法は保險を損害保險と生命保險とに區別するが、生命保險以外はすべて損害（不定額）保險というわけではない。

(二) 船舶・積荷に関する保險が否かによる區別 船舶・積荷に関する保險を海上保險といい、海上保險以外の保險を陸上保險という。この區別からすると近時發達のめざましい航空保險は陸上保險に属することとなるが、その實質からするとむしろ海上保險に準すべきものである。

## 第二節 保險法の特殊性

保險制度の固有の需要に應ずる法として保險法が、保險制度の特殊性を反映した特殊性を有することとは当然である。かかる特殊性として、保險に固有な弊害防止のための特殊性、保險の団体性にもとづく特殊性および保險の社会性にもとづく特殊性が一般に認められている。

### (1) 弊害防止のための特殊性

不測の経済的需要を充足させることを目的とする保險制度は、まさにそのために反倫理的行為の對象となる危険を含んでいる。この危険を防止するために、商法は特別規定をおいている（例えば、商六三一条・六四一条・六四四条・六七八条など）。保險契約には通常の契約以上の信義則が要求されるとされ、また、保險契約の特別善意契約性が強調されるのも同様な趣旨からである。

### (2) 団体性にもとづく特殊性

相互保険においては保険関係は社員関係の内容だから、その団体性は明確である。これに反して、保険者と保険契約者との契約により保険関係が形成される営利保険においては、法形式的には団体性は明確ではない。しかし、保険者との契約により形成される保険関係の客観的な実体として保険加入者により構成される団体の存在が、この場合にも、認識されうる。保険契約の包括的移転の制度（保業一一条以下）、資本減少・合併・組織変更・包括的移転の際の加入者の異議方法（保業一七条・二一条二項・一二条二項三項・一二八条二項）などに関する規定は、保険の団体性を示すものである。かつては、団体性を強調するあまり、保険契約者・被保険者の利益は保険団体の利益に反しないかぎり認められるとか、保険契約者平等待遇の原則に反する保険契約は無効であるとか主張する学者もあったが、本来、私的利益保護のための制度としての保険ということからいって、このような主張は妥当ではなく、そこまで保険の団体性を認めないのが一般の傾向である。

### (3) 社会性にもとづく特殊性

多数人の保険団体への参加ということそれ自体保険の社会性・公共性を生ぜしめるのであるが、さらに、加入者の醸出金を資金として保険事業が営まれるということからも、保険の社会性・公共性が生ずる。保険事業の免許制や保険約款の認可制（保業一条）、保険事業の運営に関する主務大臣の広範な監督権（保業八条以下）に関する規定は、保険の社会性・公共性にもとづくものである。この保険の社会性・公共性と商行為の任意法性との調和が問題である。本来、この問題は立法によって解決す

べきであるが、それがなされていない以上は解釈によつて決するほかはない（フランス・ドイツ・スイスなどでは明文の規定で解決されている）。判例多数説は、保険に関する商法の規定は公益に関するものを除いて任意規定であると解している。

### 第三節 保険法の法源

法源は成文法と不文法とにわかれる。

#### 一、成文法

##### (1) 制定法

(イ) 商法典 制定法として、まず、商法典第三編商行為第一〇章保険の規定および同第四編海商法第六章保険に関する規定をあげることができる。これらは営利保険（商五〇二条九号）に関する規定であるが、その性質に反しないかぎり相互保険に準用されること（商六六四条・六八三条一項・八一五条二項）については前述した。商法典の保険に関する規定は保険契約に関するものであり、保険契約法と呼ばれている。もっとも、保険契約に関する規定は商法典に尽きるものではなく、次に述べる特別法のうちにも保険契約に関する規定が存在する（例えば、保業三二条・八三条、自賠法二一条以下など）。

(ロ) 特別法 保険に関する特別法令として、保険業法（昭和一四年法四一号）、同施行令（昭和一四年勅九〇四号）、同施行規則（大正元年農商二九号）、法人登記規則（昭和三九年法四六号）、保険会社の管理運営に関する登記取扱手続（昭和一四年司六九号）、保険募集の取締に関する法（昭和三三年法一七一号）、同施行規則（昭和三三年大九七号）、同法による登録手数料に関する政令（昭和三三年政三三六号）、外国保険事業者に関する法律（昭和二四年法一八四号）、同施行規則（昭和二六年大八一号）、損害保険料算出団体に関する法律（昭和三三年法一九三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三〇年法九七号）、同施行令（昭和三〇年政二八六号）、同施行規則（昭和三〇年通六六号）などがある。

## (2) 普通保険約款

多数人が参加する保険関係において、成立する個別的な保険関係ごとにその内容を一々決定するのは、非能率的であるとともに不経済である。そこで、当事者の一方があらかじめ画一的・統一的に決定した内容に従い法律関係を成立せしめる普通契約条款的利用が不可欠となる。保険において利用される普通契約条款的を普通保険約款という。

普通保険約款は保険法の法源であるか。約款は企業とその顧客群とを含めた当該社会のいわば外部的な自治法であると積極的に約款の法源性を肯定する説（西原・日本商法論第一卷一八二頁、田中耕・改正商法総則概論一九三頁など）もあるが、多数説（大隅・商法総則八〇・八一頁、石井・一七

七頁、大森・五三・五四頁、鈴木・八四・八五頁など）は、取引は約款によるという慣習法が成立しているのであって、その慣習法の効果として約款が法律関係の内容となると解する。約款は特定の企業者の強力な経済的地位を背景として通用するものであって、特定の企業者と離れた客観的規範として拘束力を持つものではないから（大隅・前掲）、多数説が妥当である。

右のように約款の法源性は否定せざるをえないが、そのことは約款の重要性を減少せしめはしない。公正・妥当な普通保険約款の成立が望まれるのであるが、現在、普通保険約款の制定・変更には、主務大臣の認可が必要なので、それにより約款の公正さおよび妥当性がある程度保障されるわけである。もっとも、主務大臣の認可をうけても、不公正な妥当性を欠く普通保険約款の規定は無効である。普通保険契約の内容を保険加入者に知らす必要があるので、保険証券交付の際に（商六四九条・六八三条一項）、保険者は普通保険約款の全文を保険証券に記載するか、またはそれを記載した書面を添付しなければならないとされている（保業施規一六条）。

## 二、不 文 法

保険法においても慣習法が認められるのは当然である。保険契約は普通保険約款によるというのがその例である。

判例法は慣習法の一つであるとするのが多数説である。しかし、判例の有する特別の社会的作用な

らびに判例の確立に慣習法ほどの反復性・普遍性が必要でないことから、判例法を独立の法源とみる説（田中誠・新版商法総論一二五頁、西原・日本商法論一八四頁など）が近時有力である。後説に従うべきであると考える。生命保険に関するものであるが、保険医の悪意・過失が保険会社の悪意・過失となることが、判例法上、確立している（田中誠・三〇頁）のである。

条理が法源であるか否かは、法源をどのように理解するかにかかっている。法源を法の存在形式として理解する限り、条理は法を生み出す因子であっても、法源そのものではない。



## 第二章 損害保険総論

### 第一節 損害保険契約の意義および性質

#### 一、損害保険契約の意義

損害保険契約とは、当事者の一方が偶然なる一定の事故によりて生ずることのあるべき損害を填補することを約し、相手方がこれにその報酬を与うることを約する契約である（商六二九条）。この損害填補義務を負担する当事者の一方を保険者といい、保険者に報酬（保険料）の支払の義務を負担する相手方を保険契約者という。偶然な一定の事故を保険事故という。保険事故により損害が発生するとは、契約当事者で定められた一定の財産的利益に損害が発生することである。この利益を被保険利益といい、利益の帰属者、すなわち保険者が損害を填補する（保険金を支払う）相手方を被保険者という。保険契約者と被保険者とは、通常は同一人であるが、両者が異なることもある。後者の場合を他人のためにする損害保険契約という（商六四七条・六四八条）。